

## 戸田市空き家バンク事業実施要綱

平成31年3月29日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家の有効活用を通じ、定住促進による地域の活性化を図るための空き家情報登録制度である戸田市空き家バンク(以下「空き家バンク」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する建築物(附属する工作物を含む。)であって居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権を有する者をいう。
- (3) 宅建業者 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。
- (4) 空き家バンク 空き家の売却を希望するその所有者から申込みを受けた情報を、市内への定住等を目的として、空き家の購入を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、紹介を行う制度をいう。
- (5) 物件登録 空き家バンクに空き家の情報を登録することをいう。
- (6) 利用登録 空き家バンクに利用希望者に係る情報を登録することをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(協定の締結による協力実施事項)

第4条 市と協定を締結した公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会南彩支部(以下「宅建協会」という。)の会員のうち市が実施する空き家バンクに対応可能な宅建業者は、空き家バンクによる空き家の取引が円滑に行われるよう次に掲げる事項について実施する。

- (1) 次条第4項に規定する物件調査に関すること。
- (2) 空き家バンクを利用した空き家の売買結果の報告に関すること。
- (3) 空き家バンクの周知及び物件登録の促進に向けた協力に関すること。

(4) その他空き家バンクを利用した空き家の売買に関すること。

(空き家の物件登録申請等)

第5条 所有者は、物件登録をしようとするときは、「空き家バンク」物件登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請を行うものとする。

(1) 「空き家バンク」物件登録カード（第2号様式。以下「物件登録カード」という。）

(2) 建築確認が行われていることを証する書類

(3) 複数の所有者が存する場合にあっては所有者全員の承諾書

(4) 市税等完納証明書

(5) 空き家バンクに物件登録を希望する空き家に係る次に掲げる証明書のうちいずれかのもの

ア 所有権保存の登記がされている空き家 建物及び土地に係る全部事項証明書又は登記簿謄本の写し

イ 所有権保存の登記がされていない空き家 家屋及び土地に係る固定資産税評価証明書（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の3に規定する証明書をいう。）その他の書類

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請に当たり、希望する者は、代理人選任届（第3号様式）を提出することにより、空き家バンクの手続を第三者に委任することができるものとする。

3 第1項の規定による申請を行う者（以下「申請者」という。）は、前条に規定する宅建業者のうちから、空き家の売買に係る媒介を依頼する者を指定するものとする。

4 前項の規定による依頼を受けた宅建業者は、空き家の物件調査を行い、申請者と媒介契約ができるものとする。ただし、専属専任媒介契約に限る。

5 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容及び前項に規定する物件調査結果等を確認、審査の上、適切であると認めたときは、物件登録を行い、「空き家バンク」登録物件台帳に記録した上で、「空き家バンク」物件登録完了書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、物件登録を行わない。

(1) 空き家について、事業としての分譲及び賃貸等を目的としているとき。

- (2) 空き家について、宅地建物取引業者とすでに媒介契約を締結済みのとき。
- (3) 空き家バンクへの物件登録について、土地を含む所有者全員による承諾が得られていないとき。
- (4) 空き家の土地が借地であるとき。
- (5) 空き家が無接道であるとき。
- (6) 空き家に対して建築確認が行われていないとき。
- (7) 空き家が特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。）又はこれに類するとき。
- (8) 空き家が差押え、仮差押え物件であるとき。
- (9) 申請者に市税等の滞納があるとき。
- (10) 申請者が戸田市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有しているとき。
- (11) その他市長が適当でないと認めるとき。

6 空き家バンクに物件登録された空き家(以下「登録物件」という。)の所有者(以下「物件登録者」という。)は、引き続き登録物件の管理を責任をもって行うものとする。

7 物件登録の有効期間は、登録の日が属する年度の次の年度の末日までとする。

8 市長は、第5項の規定による物件登録をしていない空き家の所有者に対して同制度による物件登録を勧めることができる。

(物件登録の変更)

第6条 物件登録者は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」物件登録変更届出書（第5号様式）に登録事項の変更内容を記載した物件登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(物件登録の更新)

第7条 物件登録者は、物件登録の有効期間の満了後、引き続き物件登録を希望する場合は、市長に第5条第1項の規定による申請を行い、物件登録の更新を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該物件登録の有効期間満了日の1月前までに行うものとする。

(物件登録の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録物件の物件登録を取り消した上、「空き家バンク」登録物件台帳から削除するものとする。

- (1) 当該登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 「空き家バンク」物件登録取消し届出書(第6号様式)の届出があったとき。
- (3) その他空き家台帳に物件登録されていることが不相当と市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により物件登録を削除したときは、「空き家バンク」物件登録取消し通知書(第7号様式)を当該物件登録者に通知するものとする。

(報告等)

第9条 市長は、空き家バンクの実施のため必要があると認めるときは、物件登録者に対し登録物件の管理の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(空き家情報の公開)

第10条 市長は、物件登録カードに記載された事項のうち、個人情報に関する事項を除き、空き家の物件登録情報を市のホームページ等に掲載し、周知するものとする。

(利用登録)

第11条 利用希望者は、「空き家バンク」利用登録申請書(第8号様式)に「空き家バンク」利用登録カード(第9号様式。以下「利用登録カード」という。)を添えて市長に申請を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による利用登録の申請があったときは、その内容等を確認、審査の上、適切であると認めたときは空き家バンク利用登録台帳に登録の上、「空き家バンク」利用登録完了書(第10号様式)により当該申込者に通知するものとする。

3 利用登録の有効期間は、登録の日が属する年度の次の年度の末日までとする。

4 市長は、前項の規定により利用登録された情報について、空き家バンクの趣旨に沿った情報の発信に利用し、又は物件登録者、宅建協会及び第4条に規定する宅建業者に提供することができる。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第12条 前条第2項の規定による利用登録の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」利用登録変更届出書（第11号様式）に利用登録事項の変更内容を記載した利用登録カードを添えて市長に届け出なければならない。

（利用登録の更新）

第13条 利用登録者が利用登録の有効期間の満了後、引き続き利用登録を希望する場合は、市長に第11条第1項の規定による申請を行い、利用登録の更新を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該利用登録の有効期間満了日の1月前までに行うものとする。

（利用登録者の登録の取消し）

第14条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を削除するものとする。

(1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 申込内容に虚偽があったとき。

(3) 「空き家バンク」利用登録取消し届出書（第12号様式）の届出があったとき。

(4) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用登録を削除したときは、「空き家バンク」利用登録取消し通知書（第13号様式）を当該利用登録者に通知するものとする。

（交渉の届出等）

第15条 利用登録者は、交渉を行いたい登録物件のあるときは、「空き家バンク」物件交渉届出書（第14号様式）により、市長に届け出るものとする。

2 利用登録者は、同時に複数の登録物件の交渉の届出をすることはできない。

3 第1項の規定による届出が同一の登録物件に対し同時に複数件あった場合の交渉権の順は、届出の受付順とする。

4 市長は、第1項の規定による届出のあった場合は、当該希望する登録物件の物件登録者及び媒介契約を締結した宅建業者へその旨を連絡するものとする。

5 前項の規定による連絡を受けた宅建業者は、遅滞なく当該利用登録者と交

渉の実施について調整し、市長へその内容を報告するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第16条 前条第4項の連絡を受けた物件登録者は、空き家の売買について交渉を行い、その結果を「空き家バンク」物件交渉結果報告書(第15号様式)により、市長に報告しなければならない。

2 前条及び前項の規定による物件登録者及び利用登録者間での空き家の売買に関する交渉及び契約については、宅建業者を通じて行うものとする。

3 市長は、物件登録者と利用登録者との空き家の売買に関する交渉及び契約については、直接これに関与しないものとし、空き家の売買に関する交渉及び契約に関する一切のトラブル等については、物件登録者、利用登録者及び宅建業者で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 空き家バンクにおける市が保有する個人情報の取扱いについては、戸田市個人情報保護条例(平成11年条例第3号)に定めるところによる。

2 物件登録者、利用登録者、宅建協会及び宅建業者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は不当な目的のために利用しないこと。

(2) 個人情報を滅失することのないよう適正に管理すること。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）  
戸田市長

住 所

申請者 氏 名 ㊞

電話番号

「空き家バンク」物件登録申請書

戸田市空き家バンク事業実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第5条第1項の規定により、次のとおり戸田市空き家バンクへの物件登録を申し込みます。

1 物件登録内容

別紙「空き家バンク」物件登録カード（第2号様式）記載のとおりです。

2 同意・誓約事項

私は、物件登録を申し込むにあたり、次の事項について同意又は誓約します。

- (1) 空き家について、事業としての分譲及び賃貸等を目的としていないこと。
- (2) 空き家について、宅地建物取引業者（以下「宅建業者」という。）とすでに媒介契約を締結済みでないこと。
- (3) 空き家について、借地物件（建物と土地の所有者が別）又は差押え・仮押え物件でないこと。
- (4) 契約交渉に関わる全てについて、市と協定を締結した公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会南彩支部（以下「協会」という。）の会員のうち、戸田市空き家バンク制度に対応可能な宅建業者に媒介を依頼すること。併せて、市が、協会及び宅建業者に物件登録情報を提供すること。
- (5) 空き家の物件登録情報（個人情報に関する事項を除く。）や写真を市ホームページ等により公開すること。
- (6) 全ての手続き等は、戸田市空き家バンク事業実施要綱の規定によること。
- (7) 戸田市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有する者ではないこと。

〔物件登録申請に必要な書類は、裏面をご確認ください。〕

物件登録申請に必要な書類

必要書類		チェック
1	「空き家バンク」物件登録申請書（第1号様式） ※この用紙	<input type="checkbox"/>
2	「空き家バンク」物件登録カード（第2号様式）	<input type="checkbox"/>
3	<p>建築確認が行われていることを証明する書類</p> <p>次のいずれかをご提出ください。</p> <p>(1) 建築確認済証等</p> <p>(2) 検査済証</p> <p>(3) 建築計画概要書の写し※</p> <p>(4) 建築確認台帳記載事項証明※</p> <p>※ 建築確認済証等を紛失した場合、代わりに(3)又は(4)で建築確認が行われていることを証明できます。</p>	<input type="checkbox"/>
4	(複数の所有者が存する場合のみ) 所有者全員の承諾書	<input type="checkbox"/>
5	市税等完納証明書	<input type="checkbox"/>
6	<p>所有権保存の登記の有無を確認する書類</p> <p>次のいずれかをご提出ください。</p> <p>(1) (所有権保存の登記がされている空き家) 建物及び土地に係る全部事項証明書又は登記簿謄本の写し</p> <p>(2) (所有権保存の登記がされていない空き家) 家屋及び土地に係る固定資産税評価証明書</p>	<input type="checkbox"/>

※ 市では、情報の提供や必要な連絡調整等を行いますが、所有者等と利用希望者間で行う空き家の交渉及び売買契約等に関しては一切関与しません。なお、契約交渉に係る全てについて、問題等が発生した場合には、当事者間で責任を持って解決に当たってください。



第2号様式（第5条関係）

「空き家バンク」物件登録カード

所有者	ふりがな			
	氏名			
	住所	〒		
	電話番号		メール アドレス	
	FAX番号			
	携帯電話番号			

空き家の 所在地	戸田市		希望売買価格	
			万円	
用途地域		地目		
敷地面積	m <sup>2</sup> ( 坪)	築年	年	月築
延床面積	m <sup>2</sup> ( 坪)	階数	地上	階建
1階:	m <sup>2</sup> ( 坪)	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造	
2階:	m <sup>2</sup> ( 坪)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造	
3階:	m <sup>2</sup> ( 坪)		<input type="checkbox"/> その他 ( )	
その他:	m <sup>2</sup> ( 坪)			
間取り	タイプ	部屋数 ( ) + <input type="checkbox"/> L ・ <input type="checkbox"/> D ・ <input type="checkbox"/> K		
	1階	<input type="checkbox"/> 和室 ( 畳) <input type="checkbox"/> 洋室 ( 畳) <input type="checkbox"/> 居間 <input type="checkbox"/> 風呂 ( 畳) ( 畳) <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> トイレ ( 畳) ( 畳) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	2階	<input type="checkbox"/> 和室 ( 畳) <input type="checkbox"/> 洋室 ( 畳) <input type="checkbox"/> 居間 <input type="checkbox"/> 風呂 ( 畳) ( 畳) <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> トイレ ( 畳) ( 畳) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	3階	<input type="checkbox"/> 和室 ( 畳) <input type="checkbox"/> 洋室 ( 畳) <input type="checkbox"/> 居間 <input type="checkbox"/> 風呂 ( 畳) ( 畳) <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> トイレ ( 畳) ( 畳) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
登記		設備・敷地の状況		
<input type="checkbox"/> 登記済み <input type="checkbox"/> 未登記	電気	<input type="checkbox"/> 引込み済み <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	ガス	<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他 ( )		
家屋の状態	水道	<input type="checkbox"/> 公営水道 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
耐震性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	下水道	<input type="checkbox"/> 公共下水 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	台所	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
建物状況調査 (インスペクション) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り / <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式		
	駐車場	<input type="checkbox"/> 有 ( 台) <input type="checkbox"/> 無	カーポート	<input type="checkbox"/> 有 ( 台) <input type="checkbox"/> 無

[裏面もご記入ください。]

瑕疵担保保険 □有 □無	庭	□有 (      m <sup>2</sup> ) □無	その他	□有 (      )
	物置	□有 (      m <sup>2</sup> ) □無	その他	□有 (      )
空き家となった時期	年                      月頃から (約                      年)			
補修の要否	□補修は不要 □多少の補修必要 □大幅な補修要 □現在補修中			
補修費用負担	□所有者負担 □利用者負担 □その他 (                      )			
接道状況	道路の種類	□公道 □私道		交通 (                      ) 駅 まで (                      ) km (                      ) バス停 まで (                      ) km
	接道方向	(                      ) 側		
	道路の幅員	(                      ) m		
	接道長さ	(                      ) m		
主要施設 への距離	(                      ) 小学校	km	スーパー	km
	(                      ) 中学校	km	コンビニ	km
	(                      ) 病院	km		km
特記事項 その他				

※不明な部分は空白でも差し支えありません。

空き家の売買に係る媒介 を依頼する宅建業者	
--------------------------	--

※公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会南彩支部の会員である宅建業者から選定いただきます。詳しくは、戸田市まちづくり推進課にお問い合わせください。

【市処理欄】(※記入不要です)

受付日	年      月      日	現地確認日	年      月      日
物件登録日	年      月      日	物件登録番号	
有効期限	年      月      日	物件登録変更日	年      月      日
物件登録取消日	年      月      日	契約状態	□契約成立 □物件登録取消

【南彩支部(会員)記入欄】(※記入不要です)

受付日	年      月      日	回答日	年      月      日
戸田市への 申し送り事項			

間取り図

※別紙をこの様式に添付しても差し支えありません。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

(宛先)  
戸田市長

代理人選任届

私は、下記の者を代理人に選任し、下記の事項に関する手続きを委任します。

記

代理人	ふりがな		委任者 との 続柄	
	氏名	Ⓜ		
	住所	〒		
	電話番号		メール アドレス	
	FAX番号			
	携帯電話番号			

【委任事項】

戸田市空き家バンク事業実施要綱に規定する空き家バンクに係る以下の手続きに関すること。

1. 物件登録申請等（戸田市空き家バンク事業実施要綱第5条）
2. 登録事項の変更の届出（同第6条）
3. 物件登録の更新（同第7条）
4. 物件登録の取消し（同第8条）
5. 物件交渉結果の報告（同第16条）

委任者（空き家の所有者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ Ⓜ

- ※ 代理人欄も含めてすべて、必ず、委任者（空き家の所有者）の方がご記入ください。
- ※ 代理人の本人確認書類として、運転免許証等の身分を証するもの（原本）をご持参ください。

第4号様式（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

戸 田 市 長 印

「空き家バンク」物件登録完了書

戸田市空き家バンク事業実施要綱第5条第5項の規定により、戸田市空き家バンクへの物件登録が完了したので通知します。

- 1 物件登録番号 : 第 \_\_\_\_\_ 号
- 2 物件登録日 : \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 有効期限 : \_\_\_\_\_ 年 月 日

※ 物件登録事項に変更が生じた場合は、速やかに「空き家バンク」物件登録変更届出書（第5号様式）を提出してください。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

(宛先)  
戸田市長

住 所

届出者 氏 名 ㊟

電話番号

「空き家バンク」物件登録変更届出書

戸田市空き家バンクの物件登録事項を次のとおり変更したいので、戸田市空き家バンク事業実施要綱第6条の規定により届け出します。

1 物件登録番号 : 第 \_\_\_\_\_ 号

2 変更内容 :

「空き家バンク」物件登録カード（第2号様式）のとおりに

※ 物件登録変更の場合、「空き家バンク」物件登録カードに物件登録番号と変更内容を記入して提出してください。

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

(宛先)  
戸田市長

住 所

届出者 氏 名 ㊟

電話番号

「空き家バンク」物件登録取消し届出書

戸田市空き家バンクの物件登録を取り消したいので、戸田市空き家バンク事業実施要  
綱第8条第1項の規定により届け出します。

1 物件登録番号 : 第 \_\_\_\_\_ 号

2 取 消 理 由 :

\_\_\_\_\_

第7号様式（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

戸 田 市 長 印

「空き家バンク」物件登録取消し通知書

戸田市空き家バンク事業実施要綱第8条第2項の規定により、戸田市空き家バンクへの物件登録を取り消したので通知します。

- 1 物件登録番号 : 第 \_\_\_\_\_ 号
- 2 取消理由 : 第8条第1項第 \_\_\_\_\_ 号による



第8号様式（第11条関係）

年 月 日

(宛先)  
戸田市長

住 所

申請者 氏 名 ㊟

電話番号

「空き家バンク」利用登録申請書

戸田市空き家バンク事業実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第11条第1項の規定により、次のとおり戸田市空き家バンクへの利用登録を申し込みます。

1 利用登録内容

別紙「空き家バンク」利用登録カード（第9号様式）記載のとおりです。

2 同意・誓約事項

私は、利用登録を申し込むにあたり、次の事項について同意し、又は誓約します。

- (1) 利用登録情報について、市が、空き家バンクの趣旨に沿った情報の発信に利用すること。
- (2) 交渉を希望する空き家について、市が、物件登録者及び媒介を担当する宅建業者に利用登録情報を提供すること。
- (3) 全ての手続き等は、戸田市空き家バンク事業実施要綱の規定によること。
- (4) 戸田市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有する者ではないこと。

※ 市では、情報の提供や必要な連絡調整等を行いますが、所有者等と利用希望者間で行う空き家の交渉及び売買契約等に関しては一切関与しません。なお、契約交渉に係る全てについて、問題等が発生した場合には、当事者間で責任を持って解決に当たってください。

第9号様式（第11条関係）

「空き家バンク」利用登録カード

利用 登録者	ふりがな			
	氏名			
	住所	〒		
	電話番号		メール アドレス	
	FAX番号			
	携帯電話番号			

戸田市に 住みたい理由				
希望地区	<input type="checkbox"/> 下戸田地区 <input type="checkbox"/> 上戸田地区 <input type="checkbox"/> 新曽地区 <input type="checkbox"/> 笹目地区 <input type="checkbox"/> 美女木地区			
利用時期	年 月頃から	利用人数	人	
家族構成 (居住予定)	氏名	続柄	年齢	勤務先又は通学先等
		本人		
希望する 空き家の 条件	(広さ、立地条件、駐車台数、最寄り駅、環境条件等)			
	間取り	<input type="checkbox"/> ～2LDK <input type="checkbox"/> 3LDK <input type="checkbox"/> 4LDK <input type="checkbox"/> 5LDK以上		
	価格	約 万円 ～ 万円		
	築年数	<input type="checkbox"/> 築後 ( ) 年位まで <input type="checkbox"/> 特にこだわらない		
希望連絡方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他 ( )			
連絡希望時間帯	( 時 分) から ( 時 分) まで			


受付日	年 月 日	利用登録日	年 月 日	利用登録番号	
有効期限	年 月 日	利用登録変更日	年 月 日	利用登録取消日	年 月 日

第10号様式（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

戸 田 市 長 

「空き家バンク」利用登録完了書

戸田市空き家バンク事業実施要綱第11条第2項の規定により、戸田市空き家バンクへの利用登録が完了したので通知します。

1 利用登録番号 : 第 \_\_\_\_\_ 号

2 利用登録日 : \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 有効期限 : \_\_\_\_\_ 年 月 日

※ 利用登録事項に変更が生じた場合は、速やかに「空き家バンク」利用登録変更届出書（第11号様式）を提出してください。

第11号様式（第12条関係）

年 月 日

(宛先)  
戸田市長

住 所

届出者 氏 名 ㊟

電話番号

「空き家バンク」利用登録変更届出書

戸田市空き家バンクの利用登録事項を次のとおり変更したいので、戸田市空き家バンク事業実施要綱第12条の規定により届け出します。

1 利用登録番号 : 第 \_\_\_\_\_ 号

2 変更内容 :

「空き家バンク」利用登録カード（第9号様式）のとおり

※ 利用登録変更の場合、「空き家バンク」利用登録カードに利用登録番号と変更内容を記入して提出してください。

第12号様式（第14条関係）

年 月 日

(宛先)  
戸田市長

住 所

届出者 氏 名 ㊟

電話番号

「空き家バンク」利用登録取消し届出書

戸田市空き家バンクの利用登録を取り消したいので、戸田市空き家バンク事業実施要  
綱第14条第1項の規定により届け出します。

1 利用登録番号 : 第 \_\_\_\_\_ 号

2 取 消 理 由 :

---

第13号様式（第14条関係）

第 号

年 月 日

様

戸 田 市 長 印

「空き家バンク」利用登録取消し通知書

戸田市空き家バンク事業実施要綱第14条第2項の規定により、戸田市空き家バンクへの利用登録を取り消したので通知します。

- 1 利用登録番号 : 第 \_\_\_\_\_ 号
- 2 取消理由 : 第14条第1項第 \_\_\_\_\_ 号による

第14号様式（第15条関係）

年 月 日

(宛先)  
戸田市長

住 所

届出者 氏 名 ㊟

電話番号

利用登録番号

「空き家バンク」物件交渉届出書

戸田市空き家バンクに物件登録されている以下の空き家について交渉を希望しますので、戸田市空き家バンク事業実施要綱第15条第1項の規定により届け出ます。

物件登録番号	第 号
希 望 条 件 等	

第15号様式（第16条関係）

年 月 日

(宛先)  
戸田市長

住 所

報告者 氏 名 ㊟

(所有者等) 電話番号

「空き家バンク」物件交渉結果報告書

戸田市空き家バンクに登録されている物件の交渉結果について、戸田市空き家バンク  
事業実施要綱第16条第1項の規定により報告します。

空き家	物件登録番号	第 号
利用 登録者	氏 名	
	住 所	
	利用登録番号	第 号
成 立 可 否	<input type="checkbox"/> 成 立 <input type="checkbox"/> 不成立	
契 約 締 結 日	年 月 日	
契 約 内 容	売 却 円	
備 考		